

南宋創草期の張俊の 勢力拡大に関する覚え書き

——特に山内正博氏の業績を中心として——

安 藤 幹 夫

目 次

- 一 はじめに
- 二 張俊の略歴
- 三 張俊の勢力拡大の過程
- 四 結びにかえて

一. はじめに

周知の様に南宋政権成立期においては、北宋累代の将家の名門の一派と、一介の兵卒から実力一本でのし上がった一派との対立があった。^{註(1)}戦時体制下における南宋創草期にあっては、軍事万能主義であり、就中武將連中が中心的政治推行者となったのも偶然なことではない。さて、既に山内正博先生によって指摘されている様に、張俊・韓世忠・劉光世・岳飛に代表される新興武將達^{註(2)}が軍閥的体制を整えたのにもかゝらず、なぜひとたび秦檜の抑圧を受ければ後退せざるを得なかったのか。この小稿においては、この問題を念頭におきつつ、張俊の勢力拡大過程を検索し、もう一度山内先生の業績を整理して、その上に今後の研究の一手掛りを得ようとするものである。

二. 張俊の略歴

まず張俊の略歴について、宋史張俊伝・宋史本紀・建炎以来繫年要録(

以下繫年要録と略)・文献通考・宋会要輯本・建炎以来朝野雜記によって
検索し、表にして下記に示すと次の様である。

崇寧元年	弓箭手 (1)
宣和初頭	承信郎 (2) 武徳郎 (3)
靖康元年	武功大夫 (4) 元帥府後軍統制 (5) (a) 兖州刺史 (6) (b)
建炎元年	元帥府中軍統制 (7) 五月 御營前軍統制官 (8) 桂州團練使 (9) (c) 桂州防禦使 (10) (d) 徐州觀察使 (11) (e) 拱衛大夫 (12)
建炎二年	御營中軍統制官 (13) 秦鳳路馬步軍副總管 (14) (f) 武寧軍承宣使 (15) (g)
建炎三年三月	捧日天武四廂都指揮使 (16) 武寧軍節度使知鳳翔府 (17)
四月	鎮西軍節度使 (18) (h) 御營右軍都統制 (19) (i)
七月	御前右軍都統制 (20) 浙東制置使 (21) (j)

- 建炎四年四月 浙西江東制置使 (22)
- 六月 神武右軍都統制 (23)
- 八月 檢校少保寧武昭慶軍節度使 (24)
- 〃 江南路招討使 (25)
(k)
- 紹興元年一月 江淮招討使 (26)
- (太尉となる) (27)
- 紹興二年一月 (檢校少保定国軍節度使) (28)
- 紹興四年十月 浙西江東宣撫使 (29)
(l)
- 紹興五年一月 開府儀同三司江南東路宣撫使 (30)
- 神武右軍都統制を落す (31)
- 紹興六年五月 崇信奉寧軍節度使 (32)
- 紹興七年八月 准西宣撫使 (33)
- 紹興九年一年 (少傅を加える) (34)
- 紹興十年六月 河南北諸路招討使 (少師) (35)
- 紹興十一年四月 樞密使 (36)
- 七月 (太傅を加える) (37)
- 紹興十二年十一月 鎮洮寧武奉寧軍節度使 (38)
- 紹興十七年三月 靜江寧武軍晴海軍節度使 (39)

紹興二十一年十月 (太師となる) (40)

紹興二十四年七月 死亡 (41)

(1) 宋史列伝卷128 張俊伝

張俊字伯英 鳳翔府成紀人 好騎射負才氣 起於諸盜 年十六為三陽
弓箭手

(2)・(3) 宋史列伝卷128 張俊伝

宣和初從攻夏人仁多泉 始授承信郎 平鄆州賊李太及河朔山東武湖群
寇 功最進武德郎

(4) 宋史列伝卷128 張俊伝

靖康元年 以守東明鼎功 轉武功大夫

(5)・(6) 宋史列伝卷128 張俊伝

(靖康元年) 高宗見俊英偉 擢元帥府後軍統制 累功轉棗州刺史

(7) 繫年要録卷1 建炎元年一月丁巳

兗賊李昱張遇破任城鼎勢甚張 元帥府遣中軍統制張俊討之

(8) 繫年要録卷5 紹興元年五月丁酉

楊維中・王淵・韓世忠以河北兵 劉光世以陝西兵 張俊・苗傅等以帥
府及降盜兵 …… 今因其所部為五軍 以真定府路馬步軍副總管王淵
為使司都統制 諸將韓世忠・張俊・苗傅等並為統制官

繫年要録卷6 紹興元年六月己巳

所募西兵三千人 付御營前軍統制官張俊

(9)・(10) 宋史列伝卷128 張俊伝

(建炎元年)…… 与数騎突用 擣戰諸軍争奮 賊遂羸 進桂州 團練使 尋加桂州防禦使

(11)・(12) 宋史列伝卷128 張俊伝

(建炎元年) 俊親兵追殺之 進徐州觀察使 高宗以俊忠勞日積 遷拱衛大夫

(13) 宋史卷25 建炎二年五月己酉

秀州卒徐明等作乱 執守臣朱芾迎前守趙叔 近復領州事 命御營中軍統制張俊討之

繫年要録卷16 建炎二年六月乙丑

徐州觀察御營使司中軍統制張俊 引兵入秀州

(14) 宋史列伝卷128 張俊伝

(建炎)二年 升秦鳳路馬步軍副總管

(15) 繫年要録卷16 建炎二年六月乙丑

俊以功遷武寧軍承宣使

(16) 繫年要録卷21 建炎三年三月甲申

武寧軍承宣使帶御器械秦鳳路馬步軍副總管御營前軍統制張俊 為捧日天武四廂都指揮使

(17) 繫年要録卷21 建炎三年三月辛丑

捧日天武四廂都指揮使武寧軍承宣使張俊 為武寧軍節度使知鳳翔府

(18)・(19) 繫年要録卷22 建炎三年四月甲寅

寧武軍(武寧軍)承宣使帶御器械秦鳳路馬步軍副總管御營前軍統制張俊 為鎮西軍節度使 充御營右軍都統制

宋史卷25, 建炎三年四月甲寅の条には, 張俊為鎮西軍節度使御前右軍都統制とあるが, 繫年要録卷25, 建炎三年七月癸未の条には, 乃命世忠・俊改御營為御前とあるところから, 明らかに建炎三年四月では御營の方が正しいものと思われる。

- (20) 繫年要録卷25 建炎三年七月癸未
乃命世忠・俊改御營為御前
繫年要録卷25 建炎三年七月丙戌
遣御前右軍都統制張俊 以千人渡江
- (21) 繫年要録卷29 建炎三年十一月己巳
御前右軍都統制張俊 從上行 以俊為浙東制置使
- (22) 繫年要録卷32 建炎四年四月己亥
御前右軍都統制張俊 為浙西江東制置使
宋史卷26の同日の記事を見ると張浚となっているが, 宋史張俊伝にも記載されており, 張浚は誤りであると思われる。
- (23) 宋史列伝卷128 張俊伝
(建炎四年)…… 六月改御前五軍 為神武軍 俊即本軍 為神武右軍都統制
- (24) 繫年要録卷36 建炎四年八月丁丑
鎮西軍節度使神武右軍都統制張俊 為檢校少保寧武昭慶軍節度使 録扈蹕及平盜之勞也
- (25) 繫年要録卷40 建炎四年十二月乙未
神武右軍都統制張俊 為江南路招討使

- (26) 繫年要録卷41 紹興元年一月戊申
神武右軍都統制江南路招討使張俊 改江淮招討使
- (27) 宋史卷26 紹興元年十月戊寅
以張俊為太尉
- (28) 宋史卷26 紹興二年一月癸丑
以張俊檢校少保定国軍節度使
となっているが、繫年要録卷74、紹興四年三月乙丑の条には、「檢校少保定国軍節度使知枢密院事張俊罷、為資政殿大学士左通奉大夫提挙臨安府洞霄宮」とあって、宋史にある張俊は張俊の誤りであると思われる。
- (29) 繫年要録卷81 紹興四年十月乙卯
太尉定江昭慶軍節度使神武右軍都統制張俊 為浙西江東宣撫使
- (30)・(31) 繫年要録卷84 紹興五年一月癸亥
太尉定江昭慶軍節度使兩浙西路江南東路宣撫使神武右軍都統制張俊
開府儀同三司江南東路宣撫使 置司健康府 俊仍落都統制
- (32) 繫年要録卷101 紹興六年五月壬辰
定江昭慶軍節度使開府儀同三司江南東路宣撫使張俊 加崇信奉寧軍節度使
- (33) 宋史卷28 紹興七年八月乙未
以張俊為準西宣撫使
- (34) 宋史卷29 紹興九年一月庚寅
賜張俊加少傅

- ⑶⑤ 宋史卷29 紹興十年六月甲辰
張俊少師…… 並兼河南北諸路招討使
- ⑶⑥ 宋史卷29 紹興十一年四月壬辰
以世忠・俊並為樞密使
- ⑶⑦ 宋史卷29 紹興十一年七月巳未
加張俊太傅
- ⑶⑧ 繫年要録卷147 紹興十二年十一月癸巳
太傅樞密使益国公張俊 為鎮洮寧武奉寧軍節度使 充醴泉觀使奉朝請
進封清河郡王
- ⑶⑨ 宋史卷30 紹興十七年三月戊子
改命張俊 為靜江寧武靖海軍節度使
- ⑶⑩ 宋史卷30 紹興二十一年十月壬午
進俊為太師
- ⑶⑪ 宋史卷31 紹興二十四年七月癸丑
張俊薨

下線部の官職に関しては

- (a) 文献通考卷59 職官18 統制
統制 統領官・三衛及御前軍將佐也 …… 渡江後大軍又有統制 同
統制 副統制 統領 同統領 副統領等其下 乃有正將副將準備將之名
皆偏裨也
- (b) 文献通考卷59 職官18 刺史

宋制諸州刺史無定員 外官初除管軍便帶正任 刺史隨其人 見帶遙郡就除之〔接節度使在唐為闔帥 觀察團練使在唐為監司 防禦使在唐為辺將 刺史在唐為郡守 至宋則闔帥・監司・辺將・郡守各別有以名其官 而節度・承宣・觀察・團練・防禦・刺史則俱無職任 特以為武臣遷轉之次序 故序其事於將軍都尉之後

(c) 文献通考卷59 職官13 團練使

唐肅宗乾元初置團練使 守捉使大領十州 小者三五州 代宗時元載当国令刺史悉帶團練 大率團練皆隸所治州 歲以八月考其治…… 宋朝沿唐制諸州團練使

(d) 文献通考卷59 職官13 防禦使

唐武后聖麻元年 以夏州鎮領防禦使 防禦使之名自此始…… 天寶中妥祿山犯順大郡要地 当賊衝者置防禦守捉使〔事物紀原又唐職官志云 至德後置節度使大郡要害之地 置防禦使以治軍事 刺史兼之 不賜節与紀所不同 今兩存之当考〕…… 宋朝沿唐制 置諸州防禦使 唐防禦使在團練使之下 宋朝陞之於上

(e) 文献通考卷59 職官13 觀察使

唐貞觀初遣大使十三人 巡省天下諸州 水旱則遣使 有巡察安撫之名 開元二年曰 十道按察採訪處置使 二十年曰 採訪處置使 …… 乾元元年改曰 觀察處置使〔又事物紀原 以為至道元年置觀察使 与志不同当考〕 宋朝沿唐制 置諸州觀察使 凡諸衛將軍及使遙領者 其資品並止本官叙〔防禦・團練使亦同〕…… 政和中詔承宣・觀察使仍不帶持節等

(f) 文献通考卷59 職官13 都總管 副總管附

魏黃初始置都監諸州軍事 後周改都督諸州軍事 為總管 …… 建炎元年李綱言 守備当於沿河・沿淮・沿江置帥府要郡以控扼 其帥府文臣

一員 帶安撫馬步軍都總管 武臣一員充副總管 改路分為副總管 路鈐轄為副鈐轄 州鈐轄為副都監 遇朝廷起兵 則副總管為帥 副鈐轄・都監各以兵從出

(g) 文献通考卷59 職官13 承宣使

唐中世以後 節度使往往自挾將吏 号為留後 宋朝沿唐制方鎮有節度・觀察使留後 政和七年詔 觀察留後 乃五季藩鎮官以所親任留主 後務之稱不可循用 可冠以軍名 改為承宣使 承宣・觀察・防禦・訓練使・刺史無定員

(h) 文献通考卷59 職官13 節度使

唐因隋制 諸州總管加号使持節 後改大總管為大都督 永徽以後除都督帶使持節 即是節度使 不帶者即不是節度使 宋興節度・觀察使事務悉歸於本州 知州・通判兼總之 節度使無定員 …… 宣和末節度使至六十人 議者以為濫 中興諸州陞改節鎮凡十有二 是時諸將勳名鼎盛有兼兩鎮・三鎮者 實為希闊之典〔国朝元臣拜而鎮節度使纔三人 韓魏公文潞公 中興後呂成公是也 三公卒辭之 而諸大將若韓・張・吳・岳・楊・劉之流，率至兩鎮節度使 其後加三鎮者三人 韓蘄至鎮南・武安・寧国 張循至靜江・寧武・清海 劉安城至護国・寧武・保静〕

(i)は具体的には韓琦・文彦博・呂頤浩の三人を指している。

(i) 文献通考卷59 職官13 都統

宋朝諸軍都統制者 自渡江已前亦有之 然未為官称 蓋是時陝西・河東三路皆以武臣 職高有智略者為馬步軍副總管 遇出師征討 則加以都統制軍馬之名 猶今節制軍馬之類 非有司分也 建炎元年置御營司 遂擢王淵為都統制 都統制名官自此始

(j) 文献通考卷62 職官16 制置使

唐宣宗大中五年 以白敏中充招討 党項行營都統制置等使・制置使之

名始此 宋朝不常置 掌經画辺鄙軍旅之事

(k) 文献通考卷62 職官16 招討使

嘗招收討殺盜賊之事不常置 建炎四年以檢校少保定江招慶軍節度使張俊 充江南路招討使 定位在宣撫使之下 制置使之上 著為定制 …… 紹興十二年兀朮犯三京 以韓世忠・岳飛・張俊並兼河南北招討使 以禦之

(l) 文献通考卷59 職官13 宣撫使

接兩漢以來 大將軍之官內秉國政 外則仗鉞專征其權任 出宰相之右 隋唐以後則無其官 然唐有都副元帥 宋有都監・宣撫皆以為將相・重臣・總帥・征討者之官 蓋都督・元帥・宣撫即兩漢大將軍之任也

三. 張俊の勢力拡大の過程

前項において、張俊の略歴（職歴）を見てきたわけである。これらからも明らかなように、確実に換言すれば着実に武將としての地位を確固たるものとしている。これは靖康元年の記述であるが、「高宗見俊英偉，擢元帥府後軍統制」とあるように、彼は軍隊への入隊後わずかにして既にその才能を高宗^{註(3)}によって高く評価されていたことがわかる。と同時に、高宗と張俊との距離の近さをも推察される。

山内正博先生は前掲の論文において、張俊等四武將の累進過程を大別して、(1) 中央統兵官時代 (2) 使職兼任時代 (3) 使職専任時代の三段階に分類されている。このことは前に詳記している張俊の略歴を明れば容易に理解されるようである。

さて、張俊の兵力の増強状態を見ていこう。まず宋史列伝卷128、張俊伝をみると、「（靖康元年）俊与所部数百人，突圍而出且行且戰，……，高宗時為兵馬大元帥，俊勒兵從信德守臣梁楊祖勤王」とあり、高宗にはせ參じた当初においては数百人足らずの集団であることがわかる。その後の

兵数の増加の様子を史料にあたってみると次のようになる。

建炎元年	3,000人(1)
〃 三年	8,000人(2)
紹興二年	30,000人(3)
〃 五年	50,000人(4)

- (1) 繫年要録卷7 建炎元年六月己巳
所募西兵三千人 付御宮前軍統制官張俊
とあり、少なくとも3,000人はいたと思われる。
- (2) 繫年要録卷20 建炎三年二月庚申
遣御宮中軍統制張俊 以所部八千人往吳江
繫年要録卷21 建炎三年三月戊子
至是俊引所部八千人至平江
- (3) 繫年要録卷60 紹興二年十一月己巳
今張浚(俊)軍三万
繫年要録卷68 紹興三年九月戊辰
張俊不滿三万
- (4) 山内正博先生の推定数に依拠

次に、軍隊の増強の様子を分析してみると、繫年要録卷96、紹興五年十二月庚子の条に、

宜以行營護軍為名 神武前軍改稱中護軍 左軍稱前護軍 後軍稱後護軍
…… 中護軍者本張俊所將信德府部曲 後以忠銳諸將 及張俊親兵与張用
・李横・閻皋之衆隸 …… 至是俊与世忠・光世軍最多

とあり、自からの従来よりの兵士とともに、国内各地で反乱をおこし平定された軍賊達をも包摂していることがわかる。この軍隊の拡大状況を考える時には、多分に彼の当時の役職が関連を持ってくるとと思われる。即ち、彼は国内における軍賊、あるいは対外的な夷狄との攻防における功勞によ

って地位は上昇し、平定した兵卒を従属させることによって兵員の増加をもみているのである。今二・三の事例を挙げてみると、繫年要録巻8、建炎元年八月庚申の条に、

拱衛大夫徐州觀察帶御器械御營使前軍統制張俊 落階官並賞平賊之勞
とか、あるいは繫年要録巻36、建炎四年八月丁丑の条にも、

鎮西軍節度使神武右軍都統制張俊 為檢校少保寧武軍昭慶節度使 録扈
蹕及平盜之勞也

とあって、軍賊の反乱の平定そして彼の武将としての地位上昇へと及んでいる。

以上の様な軍功への報酬とは別に、軍隊の改編による数的増加の例も散見せられる。例えば、繫年要録巻68、紹興三年九月壬申の条には、

詔神武後軍見在官兵八千人 並撥隸神武右軍都統制張俊

とあって、張俊の軍隊の膨張の一原因であるとも考えられる。

これら張俊等の武将群の軍隊の拡大化現象に対して当然反対の声も聞かれる。例えば、繫年要録巻61、紹興二年十二月丁亥の条に、

臣竊自古帝王之興 兵權未嘗重假於人 今陛下親御之衆不如藩鎮之多
臣竊憂之

とある。これは丁度武将群が勢力を拡大しつつあった紹興二年頃の状況を表現した記述であり、唐代の藩鎮の再現を危惧した一官僚の意見である。

これらに対して高宗はどのような考え方をしているのか。繫年要録巻68、紹興三年九月戊辰の条には、

上謂輔臣曰 議者多言 諸大將不宜益兵 漢高祖定天下諸將兵至十数万
未嘗以為疑 故能成功 今劉光世・韓世忠兵各纔五万 張俊不滿三万
議者已患其多 此不知時宜也

とあって、武將兵達の最大限の数は意識しているとはいえ、現在の数的拡大の状況に対しては何ら心配はしておらず、逆に對金防衛等に関する関心の深さを示している。

一方、このように拡大してきた兵士達への俸給支給の問題など経済面での運営に関してはどうであったのか。勿論、国家に所属した一軍として国

家財源よりの支出は当然のことである。しかし一方では、これは韓世忠の例ではあるが、繫年要録卷96、紹興五年十二月丙午の条に、

韓世忠錢糧 專令兩浙轉運使李迨応副

とあって、路の財政を担当している転運使が支便している。また、こういう武将達と経済面との関係が史料に散見しはじめるのも紹興五年頃からである。

このように武将群達の軍隊の拡大化の現象、あるいは張俊の例では「歳収租米六十万斛」とあるような資産の膨張化のような、^{註(4)}唐代の藩鎮の再現を思わせるような軍閥の構成に対する世論の危惧感、あるいは国家財政の面から見る軍事費への支出の増大の問題などが大きな社会問題となって浮かび上ってきたのである。

四. 結びにかえて

以上、南宋創草期における武将群の中から張俊を取り上げ、山内正博先生の論文を跡づける意味で史料を詳細に検索していったのである。周知のように、軍閥化の傾向を削除するため、あるいは国家財政の見地にたつてこれ以上の国防費の支出は許されない、という理由等のために秦檜は金国と和平条約を締結したと理解されている。がしかし最初に述べているように、これ等武將軍は、秦檜の再登場そして金国との和平条約締結によって権限を失っていった原因はどこにあるのであろうか、というのが問題なのである。山内正博先生は前掲の論文の結語として次のように書かれている。「いち早く南宋新政府に帰した群將中において張・韓・劉・岳の四武將は特に卓絶せる個人的能力を有ち、南宋建国期における軍事最優先の時勢に乗って僅か五・六年間の間にたちまち権勢を張り、紹興の初葉には逐次鎮撫使勢力を吸収しつつ沿江の列郡に定駐し、宣撫使として単なる軍人の埒を超えた管内兵民の権を握る軍閥巨大勢力となった」と述べ、彼等の発展が即ち南宋政府の発展につらなり、彼等の発展の上に南宋の飛躍的發展があった、とも言われている。「然し彼等の統握せる諸軍の過大、及

びその兵士の素質の凶悪、更に彼等との私的なつながりは、彼等の発展に連れて政府に対する巨大な危険勢力たる結果を齎し、それは彼等が幕帥として管区を支配した頃より政治的大問題として表面化してきた。ところが一方に金軍の不測の侵犯が考えられる限り、彼等の勢力を抹殺することは宋朝内崩の因として一層危険性が大きかった。こうした矛盾を解決するためには金国との国交調整を先決とした。秦檜の時局切抜け策が和議と収兵とを一連的に扱っているのは必然的な措置であったのである」となされている。しかし、これだけの権勢を誇っていたこれら武將達が、秦檜のために急速に失脚したのにはまだ解答とはなっていないようである。惟うに、張俊の略歴（職歴）を詳細に検索した時、武官としての地位だけを歩いていることに気がつく。ということは財政的な面にはあまりタッチをしていない。換言すれば、国家的な指導者たるための必要要件が何か一つ物足りないのではないのだろうか。

張俊をはじめとしていち早く高宗にはせ参じた彼等武將群は、中央集権化、即ち国内の軍賊の反乱の平定とそれらの国家への帰投、そして対金国との防衛へと指向させる方策のために高宗によって利用され、換言すれば単なる信愛なる忠臣としての存在にすぎなかったような感じすらするようである。と同時に張俊等には高宗を追い落すだけの力量も不足していたのではなかろうか。

山内正博先生は南宋創草期の政治問題について沢山の研究をなされているし、寺地遵先生も論文を発表されている。惟うに、南宋創草期を研究する上では、政治的な面、あるいは経済的な面とアプローチを分けていかなければ両者の接点^{註(5)}は希少ではないかと思われる。そうして秦檜の紹興十一年の金国との和平条約締結を契機として、その前後を分けなければいけないであろう。そういう意味で、山内正博先生の諸研究は的を得たものであると思われるし、秦檜が国政を担当してからの政策、あるいは寺地遵先生の秦檜後の政治^{註(6)}に関する論文も非常に意義のあるものだとと思われる。

註

- 註(1) 山内正博「南宋政権の推移」(岩波講座世界歴史9, 中世3所収)
- 註(2) " 「南宋建国期の武将勢力についての一考察」(東洋学報第38)
 — 特に張・韓・劉・岳の四武将を中心として —
- 註(3) 宋史列伝卷128
- 註(4) 繫年要録卷135, 紹興十年四月乙丑の条
- 註(5) 南宋総領所設置に関する一考察(史学雑誌64編12号)
 南宋初期の群盗の性格についての一考察(史学雑誌66編12号)
 南宋初期の兵の給与と秦檜の武将政策(史学雑誌72編12号)
 張浚の富平出兵策(東洋史研究19の1)
 総領所の由来について(東洋史学7輯)
 南宋鎮撫使考(史淵64)
 秦檜の罷兵の財政的意義(史学雑誌70編12号)
- 註(6) 南宋成立期における民間武装組織と建炎年間の政治過程(史学研究137)
- 註(7) 秦檜後の政治過程に関する若干の考察(東洋史研究35の3)